

公益社団法人日本山岳会宮城支部友会会則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本山岳会宮城支部友会と称する。

(目的)

第2条 本会は、公益社団法人日本山岳会の目的とする「山岳の研究並びに知識の普及及び健全な登山指導、奨励をなし、あわせて会員相互の連絡懇親をはかるとともに、登山を通じてあまねく 体育、文化及び自然保護の精神の高揚を図ること」に賛同する登山愛好家が、公益社団法人日本山岳会宮城支部（以下、「宮城支部」と言う。）が実施する山行等の事業に参加することを通じて宮城支部会員との交流を行いながら、登山に関する知識と技術の向上に努めることを目的とする。

(管理・運営)

第3条 本会の管理・運営は宮城支部の事務局が行う。

(支部友)

第4条 本会の会員（以下、「支部友」と言う。）は、本会の目的に賛同し、次条に定める入会金及び年会費を納める個人とする。

(入会金及び年会費)

第5条 入会金は1,000円とする。

2 年会費は3,000円とする。

3 入会金の納入先及び年会費の納入方法は、別に定める。

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、宮城支部の会員・準会員の紹介により、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

2 前項の入会申込書は随時提出できるものとする。

3 入会承認の通知を受けたときは、2週間以内に入会金及び当該年度の年会費を納付するものとする。

(支部友の権利)

第7条 支部友は、次の各号の権利を有する。

(1) 宮城支部が実施する山行及び各種集会への参加

(2) 宮城支部が発行する機関誌「宮城山岳通信」の各号及び「宮城山岳」の記念誌（特別号）の配付

(資格喪失)

第8条 支部友は、次の各号のいずれかに該当する場合その資格を失う。

- (1) 退会届が提出されたとき
- (2) 2ヶ年以上会費を滞納したとき
- (3) 死亡又は失踪宣告が確認されたとき
- (4) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 支部友が、本会から任意に退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 支部友が、日本山岳会又は本会の名誉を傷つけたときは、宮城支部役員会の決議を経て、これを除名することができる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業及び会計)

第12条 本会の事業は宮城支部事業と一体的に実施するとともに、本会の会計は宮城支部会計と一体的に行うものとする。

(会則の改廃)

第13条 この会則は、宮城支部の役員会の決議によって改廃することができる。

附則

1 この会則は、宮城支部の平成26年度通常総会の日(翌日平成26年4月6日)から施行する。

2 この会則は、宮城支部の平成31年度通常総会の日(翌日平成31年4月22日)から改正施行する。